

## 安全保障理事会決議 1911 (2010)

2010年1月28日、安全保障理事会第6267回会合にて採択

安全保障理事会は、

コートジボワール情勢に関する安保理の従前の決議、とりわけ決議 1880 および 1893 (2009) 並びに安保理議長の前記の諸声明、およびリベリアの情勢に関する決議 1885 (2009) を想起し、

コートジボワールの主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い支持を再確認し、また、善隣、不干渉および地域協力の原則の重要性を想起し、

2007年3月4日にワガドゥグにおいて、ローラン・バグボ大統領とギョーム・ソロ氏により調印された合意（以下「ワガドゥグ政治合意」という、S/2007/144）、それに続く四つの補足協定を安保理が歓迎したことを想起し、

とりわけ安保理決議 1721 (2006) において、国家元首の任務に関するアフリカ連合平和および安全保障理事会の決定を安保理が特に支持したことを想起し、また、2007年3月28日付安保理議長声明 (S/PRST/2007/8) において、制度上の執行枠組に関する第5章を含むワガドゥグ政治合意を安保理が支持したこと、およびこの合意は大統領選挙の実施のため10か月の期間に備えていることを更に想起し、

ブルキナ・ファソのブレイズ・コンパオレ大統領（以下「仲介者」という）に対し、とりわけ、ワガドゥグ政治合意フォローアップ手続を通しての、コートジボワールの和平プロセスを支援する継続的努力について、安保理の感謝の念を再び表明し、コートジボワールの平和および安定を促進するアフリカ連合と西アフリカ共同体 (ECOWAS) の継続的な取組を賞賛しまた奨励し、そして、彼らに対する安保理の全面的な支援をくり返し表明し、

安保理が平和維持活動の展開に対する厳密な、戦略的な対処方法を追及する必要性を強調し、

力による和平プロセスの安定を乱す試みに対し安保理の強い非難をくり返し表明し、事務総長の報告書に基づき、そのような試みの後の状況を遅滞なく調査する安保理の意図を表明し、

2009年12月29日付 (S/2009/694) および2010年1月15日付 (S/2010/42) 事務総長書簡並びに3か月の間 UNOCI の一部としてブルキナファソからの部隊を展開するというコートジボワールとブルキナファソの両大統領の提案に留意し、

2010年1月7日付事務総長報告書 (S/2010/15) に更に留意し、

全般的な人権状況の持続的な改善にもかかわらず、多くの性的暴力行為を含む文民に対する人権侵害

の事例が同国の異なる場所で持続していることに懸念を持って留意し、かかる犯罪行為の犯人は訴追されるべきことを強調し、コートジボワールにおける全ての人権侵害および国際人道法違反に対する確固とした非難をくり返し表明し、また、女性、平和および安全に関する安保理決議 1325 (2000) 1820 (2008)、1888 (2009) および 1889 (2009)、子どもと武力紛争に関する安保理決議 1612 (2005) および 1882 (2009) 並びに武力紛争下の文民の保護に関する安保理決議 1674 (2006) および 1894 (2009) を想起し、

コートジボワールにおける事態がこの地域において国際の平和および安全に対する脅威を与え続けていることを認定し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

(ワガドゥグ政治過程および信頼に足る選挙過程の支援)

1. 2009 年 12 月 8 日付安保理議長声明 (S/PRST/2009/33) において安保理が、大統領選挙の第一段階の延期が 2010 年 2 月末または 3 月初めであることに留意したことを想起する。
2. 事務総長特別代表により認証された暫定有権者名簿の公開を含む、最終的な有権者名簿の制定に向けて為された進展を歓迎する。
3. コートジボワールにおける信頼に足る選挙過程への安保理の全面的支援をもたらす安保理の決意をくり返し表明し、事務総長特別代表により認証された最終的な有権者名簿の公表は、開かれた、自由な、公正且つ透明性のある選挙にとって重要であることを更にくり返し表明する。
4. 関係するコートジボワールの利害関係者に対し、最終的な有権者名簿の公表を確実にすること、大統領選挙の第一段階の正式な日付を発表することおよび完全にその責任を果たすことを促す。
5. 事務総長特別代表は、選挙過程のあらゆる段階において、国際基準に従って、開かれた、自由な、公正且つ透明性のある大統領および議会選挙が行われるために必要なあらゆる保証を与えることを認証すべき事をくり返し表明し、また、彼の認証の役割において事務総長特別代表に対する、安保理の全面的な支援を再確認する。
6. 文書 S/2008/250 に言及された五つの基準の枠組に一致して且つ市民社会を含むコートジボワールの全ての利害関係者と包括的な交渉の後に、特別代表により準備される認証に関する選挙過程の安保理の評価に基礎を置くことを強調する。
7. 選挙過程におけるコートジボワールの市民社会の包括的な参加および選挙システムに関連するあらゆるコートジボワール国民の同等の保護と人権の尊重、とりわけ意見と発表の自由の尊重を確保し、女性の参加の障害や課題を除去し公的生活に全面的に関与する重要性を強調する。

8. 政党に対し、事務総長の後援で署名された選挙のための行動規範を全面的に遵守することを促し、また、とりわけ、コートジボワール当局に対し、公的メディアへの公正なアクセスを許可することを促す。
9. 選挙の安全に責任を有する統合指揮所の混成部隊の展開が遅れていることに安保理の懸念を表明し、またこれに関連してコートジボワールの当事者に対し彼らの取組を強化することを促す。
10. コートジボワール政府に対し、必要な支援とともに選挙過程に関係する技術的作業員を提供することを促し、また国際社会に対し、コートジボワール当局との協定で、選挙監視能力および関連技術支援の提供によることを含む、選挙過程への彼らの支援を継続することを奨励する。
11. コートジボワールの平和および国民和解の過程に対する脅威となると決定された個人に対するその他のものを含む、決議 1893 (2009) の第 20 項に従った対象を特定した措置を課す十分な用意があることを想起し、また、上記決議第 6 項に従って、コートジボワールにおける選挙過程に対するあらゆる脅威、とりわけ選挙を実施する独立選挙委員会の活動、およびワガドゥグ政治合意 1.3.3 および 2.1.1 の規定による技術的作業員の活動に対する全ての攻撃または妨害は、決議 1572 (2004) の第 9 および 11 項の規定の目的で平和および国民和解の過程に対する脅威を構成することを更に想起する。
12. コートジボワールの当事者に対し、選挙の前後に、再統一および武装解除過程を促進するための更なる具体的進展を為すことを促す。
13. 安保理決議 1880 (2009) の第 14 から 17 項を再確認し、全てのコートジボワールの当事者に対し、UNOCHI の継続する支援を得て、性的暴力に対処するための国の行動計画の採択を含む、コートジボワールの子どもと武力紛争に関する安保理作業部会の勧告 (S/AC.51/2008/5) を完全に履行するため、女性と子どもを含む市民の保護を確実にすることおよび法の支配を強化し、また全ての報告された虐待は捜査され且つそのことに責任を有するものが訴追されることを確実にすることを求め、また、とりわけ全ての当事者に対し、あらゆる形態の性的暴力を禁止し、予防しまた市民を守るための適切な措置を講じることを求める。

(国際連合コートジボワール活動の職務権限の見直し)

14. とりわけ自由、公正、公開且つ透明性のある選挙のコートジボワールでの計画を支援するために、決議 1739 (2007) で決定されたような、UNOCI の職務権限を 2010 年 5 月 31 日まで更新することを決定する。
15. UNOCI に対し、既存の資金と職務権限の範囲内で、ワガドゥグ政治合意および補足協定の下で残余の任務、とりわけ公開、自由、公正且つ透明な大統領選挙の実施に必要な不可欠なもの、の履行において当事者に対しその十分な支援を与え続けること、安全な環境での選挙の準備および実施のために独立選挙委員会に技術的且つ事業実施上の支援を提供すること、武装解除、動員解除および社会復帰プログラムと民兵の武装解除と動員解除を支援し続けること並びに安保理決議 1880 (2009) の第 26

項に従って女性と子どもの保護を含む、人権の促進と保護に対し貢献し続けることを要請する。

16. 原則として、限定された期間の間、承認された軍事要員 7450 名の現在の水準を、最終的な有権者名簿が公表された時には、必要に応じて 7950 名まで増やす安保理の意図を表明し、また、この目的のために、事務総長に対し、彼の技術的分析を安保理に知らせ続けることを要請する。
17. これに関連して、コートジボワールの当事者が選挙予定を尊重する完全な責任を有していることを強調する。
18. UNOCI に対し、適切な場合および仲介者の要請で、彼の援助を含む、ワガデュグ政治合意の第 8 項 1 および第三補足協定の第 8 と 9 項の規定に従い彼の仲裁の役割の実施を促進するよう、仲介者およびアビジャンにおける彼の特別代表へ支援し続けることを、要請する。
19. 事務総長に対し、性的搾取・虐待に対する国際連合のゼロ・トレランス政策の UNOCI における全面的な遵守を確保するために必要な措置を講じることおよび安保理に報告し続けることを要請し、兵力提供諸国に対して、展開前の啓発教育の実施を含む適切な事前予防策を講じ、自国の要員がかかる行為に関係した場合には、全面的なアカウンタビリティを確保するためその他の行動をとることを促す。
20. その展開および能力の範囲内で、UNOCI を支援するためにフランス軍に与えている権限を 2010 年 5 月 31 日まで延長することを決定する。
21. 選挙並びに和平プロセスの主要な段階の履行に照らして、可能な重大な修正を目的として UNOCI の職務権限、それを支援するフランス軍に対し与えられている許可、UNOCI の部隊水準および 2010 年 1 月 7 日付事務総長報告書付属書 1 に言及された達成条件を、2010 年 5 月 31 日までに全面的に再検討する安保理の意図を表明する。
22. 事務総長に対し、2010 年 3 月半ばまでに最新情報をそして 2010 年 4 月末までに UNOCI の将来への詳細な勧告および選択肢並びに技術評価ミッションの結果に基づく達成条件の改訂版を含む、完全な報告書を安保理に提出することを要請する。
23. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。